

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会職員提案規程

(目的)

第1条 この規程は、職員に対し千曲市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の運営に関する意見及び研究の成果の提出を奨励し、もって職員の地域福祉推進への参加意欲を高めるとともに、利用者へのサービスの向上と社協運営の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「職員提案」とは、職員から社協会長に提出される次に掲げる意見又は研究の成果をいう。

- (1) 事務、事業の能率向上・環境改善に関する意見
- (2) 収入の増大又は経費の節減に関する意見
- (3) 利用者へのサービス向上並びに利用拡大に関する意見
- (4) 社協が実施すべき新たな事業に関する意見
- (5) その他社協運営に関連する意見及び研究の成果

(提案の区分)

第3条 提案は、個人提案、課（係）等提案及びグループ提案とする。

(提出の時期)

第4条 職員提案は、いつでも提出することができる。ただし、会長は、特に必要があると認められる場合には、特別な課題を定め期間を限って募集する。

(提案の方法)

第5条 職員提案は、次に掲げるところにより、書面で総務課長に提出するものとする。

- (1) 用紙は、別紙様式とし、次に掲げる事項を記載する。
 - ア 提出者の所属並びに職及び氏名
 - イ 標題
 - ウ 職員提案の要旨
 - エ 職員提案に係る事項の問題の所在、職員提案の実施によりもたらされると予想される効果その他参考となる事項
 - オ 参考資料名

(職員提案の受理等)

第6条 総務課長は、職員提案が提出された場合には、当該提案が規程に合致すると認めるときは、これを受理し、次条に定める審査会に提出するものとする。

(審査会)

第7条 提案事項に関する審査のため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 4 委員は、次長、課長、総務係長及び会長が指定する職員をもって充てる。
- 5 審査会は、委員長が招集する。
- 6 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(審査会の審査)

第8条 審査会の審査別表に定める判定区分及び判定基準により内容を判定し、提案事項の処理に関する方針(以下「処理方針」という。)を決定するものとする。

2 審査会は、提案事項の審査に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提案事項の処理)

第9条 総務課長は、前条の規定による処理方針を、提案事項に関係のある事務を所管する課長及び事業所長(以下「関係課長」という。)に通知するものとする。

2 関係課長は、前項の規定による通知を受けたときは、当該処理方針に従って速やかにこれを処理し、その処理状況を適宜総務課長を経由して、会長に報告するものとする。

(提案者への通知)

第10条 総務課長は、職員提案を提出した者(以下「提案者」という。)又はその代表者に審査の結果を通知する。

(処理状況等の公表)

第11条 総務課長は、提案事項の内容、処理方針、その処理状況等について、適宜公表するものとする。この場合において、提案者の氏名を公表するときは、当該提案者の同意を得るものとする。

(表彰等)

第12条 会長は、提案者のうち必要と認めるものに、記念品等を授与することができる。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する職員提案を提出した者を表彰することができる。

(1) 審査会において、採用と判定された職員提案のうち、特にその内容が優れていると認められるもの

(2) 審査会において、「A」又は「B」と判定された職員提案

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、職員提案に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

審査別表(第8条関係)

区分	判定区分		判定基準
意見 の提 出に 係る もの	採 用	実施	提案の内容を速やかに実施することが適当なもの
		検討	提案の趣旨を生かす方向で検討することが適当なもの
		善処	提案の趣旨を生かしていくことが適当なもの
	不 採 用	保留	提案の内容を実施するためには整備を図ることが必要なもの
		実施困難	提案の内容を実施することが現状では困難なもの
		実施不適	提案の内容を実施することが不適當なもの
		実施済	同一趣旨のものが既に実施され又は実施の決定されているもの
研究 の成 果の 提出 に係 るも の	A		極めて優秀かつ重要な研究であると認められるもの
	B		優秀かつ重要な研究であると認められるもの
	C		努力の跡が著しい研究であると認められるもの
	D		更にその内容の整備を図るべき研究であると認められるもの

別紙様式（第5条関係）

提 案 用 紙

所属課・事業所	職 名	氏 名	受付日
提案の分野 ※提案内容が該当する分野に○印をして下さい。 （複数可）		事務、事業の能率向上・環境改善に関する意見	
		利用者のサービス向上並びに利用拡大に関する意見	
		収入の増大又は経費の節減に関する意見	
		社協が実施すべき新たな事業に関する意見	
		その他社協運営に関連する意見及び研究の成果	
1 標題			
2 提案の要旨			
3 提案に係る問題の所在			
4 予想される効果			

1. 必要に応じて資料を添付
2. 必要事項を満たしていれば別様式でも可
3. 課、係単位の場合は代表者名を、グループの場合は全員の氏名を記入